

各 位

青 色 情 報

青報 0802
事 務 局
☎ 351-4159

I. 源泉所得税個別相談会

月・日	時 間	会 場	会 費
7 月 2 日 (木)	午前 1 0 時 ～ 1 2 時	じばさん 4 階 研修室 2	1, 0 0 0 円
7 月 6 日 (月)	午後 1 時 ～ 4 時		

〔持 ち 物〕 令和 8 年分並びに令和 7 年度分源泉徴収簿、納付書

※注意：納期限は 7 月 1 0 日 (金) です。 納付書は源泉徴収税が『0 円』の場合でも
税務署に提出する必要があります。

III. 令和 8 年度 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。（詳細は、「令和 8 年度税制改正の大綱」「源泉所得税改正のあらまし」国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。）

I) 令和 8 年度の主な改正事項

【所得税関係】

1. 以下のとおり所得税の基礎控除の引上げ等が行われました。

これらの改正は、原則として、令和 8 年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和 8 年 11 月までの給与等及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の引上げ

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額 (令和 8・9 年分における) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注 3))	基礎控除額			
	改正後 (注 1)		改正前	
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	令和 8 年分	令和 9 年分以降
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	104 万円 (注 2)	99 万円 (注 2)	95 万円 (注 2)	
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		62 万円	88 万円 (注 2)	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)			68 万円 (注 2)	
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)			63 万円 (注 2)	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円		58 万円	

(注) 1 所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円 (改正前：58 万円) に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定 による加算額を加算した額となります。

- 2 62 万円にそれぞれ、42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額（改正前：58 万円にそれぞれ、37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額）となります。
 なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 下記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和 9 年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

イ 給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)		
	改正後		改正前
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	
190 万円以下	74 万円 ^(注 1)	その収入金額×30%+8 万円 (69 万円未満となる場合は、69 万円)	65 万円
190 万円超 220 万円以下			その収入金額×30%+8 万円

(注) 1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第 29 条の 4）の適用後の給与所得控除額となります。

2 給与等の収入金額が 220 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

ハ 令和 8・9 年分の給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額については、上記イ及びロにかかわらず、次の金額とすることとされました。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円以上 74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額 －74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

なお、国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」については、上記ロ及びハを加味した表とすることを予定しています。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注 1)が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 69 万円（改正前：65 万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注 1) (令和 8・9 年における収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注 2))	
	改正後	改正前
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62 万円以下 (136 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)

特定親族	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 円以下)	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	89 万円以下 (163 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 上記(2)の改正前及び改正後のそれぞれの給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和 8 年の源泉徴収事務における留意事項】

令和 8 年 11 月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和 8 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 8 年 12 月に行う年末調整の際に、上記(1)の引上げ後の基礎控除額及び上記(2)の改正後の国税庁において作成する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和 8 年分の給与等の源泉徴収事務においては、上記(3)の改正は、令和 8 年 12 月 1 日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

(参考) 改正後の配偶者特別控除額及び特定親族特別控除額の表

上記(2)及び(3)の改正により、親族等の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）に応じた控除額は、次のようになりました。

配偶者又は特定親族の合計所得金額 (令和 8・9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額 (注))	配偶者特別控除額			特定親族 特別控除額
	所得者の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))			
	900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 〔1,095 万円超 1,145 万円以下〕	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,095 万円超 1,145 万円以下〕	
62 万円超 85 万円以下 (136 万円超 159 万円以下)	38 万円	26 万円	13 万円	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (159 万円超 164 万円以下)				61 万円
90 万円超 95 万円以下 (164 万円超 169 万円以下)				51 万円
95 万円超 100 万円以下 (169 万円超 174 万円以下)	36 万円	24 万円	12 万円	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (174 万円超 179 万円以下)	31 万円	21 万円	11 万円	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (179 万円超 184 万円以下)	26 万円	18 万円	9 万円	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (184 万円超 189 万円以下)	21 万円	14 万円	7 万円	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (189 万円超 194 万円以下)	16 万円	11 万円	6 万円	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (194 万円超 197 万円以下)	11 万円	8 万円	4 万円	3 万円
123 万円超 125 万円以下 (197 万円超 199 万円以下)				
125 万円超 130 万円以下 (199 万円超 204 万円以下)	6 万円	4 万円	2 万円	
130 万円超 133 万円以下 (204 万円超 207 万円以下)	3 万円	2 万円	1 万円	

(注) 上記(2)の改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の

適用がある場合には、表の金額とは異なります。

2 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、

- ①通勤距離が片道 65 km以上の人の 1 か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、
- ②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の 1 か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に 1 か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した金額とすることとされました。

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

3 食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額等について、次のとおり引き上げられました。これらの改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給する食事等について適用されます。

- (1) 使用者からの食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額が、月額 7,500 円（改正前：月額 3,500 円）に引き上げられました。
- (2) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給 額が、650 円以下（改正前：300 円以下）に引き上げられました。

4 ひとり親控除について、次の措置が講じられました。

(1)の改正は令和 9 年分以後の所得税について、(2)の改正は令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

- (1) 控除額が 38 万円（改正前：35 万円）に引き上げられました。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算におけるひとり親に該当する場合の人的控除額が 32,500 円（改正前：30,000 円）に引き上げられました。

5 少額減価償却資産の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、令和 11 年 3 月 31 日迄延長するとともに、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げる。

※令和 7 年度の税制改正により、令和 8 年以後適用されるもの

生命保険料控除について、次の見直しが行われました。

この改正は、令和 8 年分の所得税について適用されます（令和 8 年度の税制改正により、この適用期限は令和 9 年分まで延長されました。）。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控 除 額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

- (2) 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合一般生命保険料控除の適用限度額が 6 万円（改正前：4 万円）とされました。

（注） 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。